

令和2年9月18日

玉城町役場

「新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント開催基準」(第13報)

【1】基本的な考え方

9月末までは現在の開催制限を維持することとしていましたが、9月19日以降のイベント開催の取扱いについて、国の方針が示されました。

このことや、県内および全国の感染状況をふまえ、町が主催するイベントについて、次のとおり取り扱うこととします。

- ・不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いことから、中止または延期とします。
- ・参加者が特定できる場合においても、入場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保が出来ない場合は、中止または延期とします。
- ・県外での開催については、当該都道府県のイベント開催および移動に関する方針に留意し、慎重に検討するものとします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、イベントの形態によってリスクが異なることから、形態ごとに以下の人数上限および収容率を目安に(いずれか小さい方を限度)とし、【2】の感染防止対策を講じたうえで実施するものとします。

(1) 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント

人数上限	収容率
・収容定員 10,000人超⇒収容定員の50% ・収容定員 10,000人以下⇒5,000人	100%以内

※固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう(最低限人と人が接触しない)間隔を空けることとする。

(2) 大声での歓声・声援等が想定されるイベント

人数上限	収容率
・収容定員 10,000人超⇒収容定員の50% ・収容定員 10,000人以下⇒5,000人	50%以内

※固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとするが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと(5名以内)で前後左右の1席は空けること。結果として、収容率は50%を超えることもある。

※固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(1m以上)を空けることとする。

【2】開催する場合の感染防止対策

次の項目など適切な感染防止対策を講じることとします。

(開催前の対策)

参加者には次の注意事項を事前に周知すること

- 県外にお住まいの方は、当該都道府県の移動に関する方針に十分留意し、対応していただくようお願いします。
- 感染者が多数発生しているエリアにお住まいの方は、参加について今一度検討いただき、控えていただくようお願いします。
- 海外への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
- 発熱等の症状がある方は参加できません。
- 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。
- スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。また、会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

(開催時の対策)

ア) マスク着用の徹底

- ・マスクの着用状況を確認し、参加者がマスクを持参していない場合は、主催者側でマスクを配布すること。

イ) 大声の抑止

- ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等を行うこと。
 - *隣席の方との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
- ・スポーツイベント等においては、ラッパなどの鳴り物を禁止すること。

ウ) 手洗い

- ・こまめな手洗いの推奨を行うこと。

エ) 消毒

- ・消毒液を設置し、こまめな手指消毒の推奨を行うこと。
- ・主催者側による施設内のこまめな消毒を行うこと。

オ) 換気

- ・こまめな換気を行うこと。

カ) 密集の回避

- ・入退場時や待合場所等の密集を回避する措置を講じること。

キ) 飲食の制限

- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止の措置を講じること。

ク) 参加者の制限

- ・入場時等の検温を実施し、発熱等の症状がある参加者の入場を防止すること。

ケ) 参加者の把握

- ・事前申込時または入場時に連絡先を確実に把握すること。

コ) イベント前後の行動管理

- ・ イベント前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）の注意喚起を行うこと。

※収容率100%で開催する際は、ア) マスクの着用とイ) 大声を出さないことの担保を前提とする。

【3】留意事項

- ・ 本開催基準の適用は、11月30日までとしますが、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。
- ・ イベント開催時における対策の徹底が担保できない場合は、これまでと同様、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人と人の距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

担当

総務政策課防災対策室

電話（58）8200